

まん延防止等重点措置

解除後の佐賀県ヨットハーバーの利用について

佐賀県内の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和4年1月27日より適用されていた、まん延防止等重点措置は解除されました。解除後の佐賀県ヨットハーバーの利用については下記のとおりです。

「自県民に対し、不要不急の県境を越えた移動の自粛を呼び掛けている県からの利用・申し込みに対しては、自粛をお願いしております。」

【3/7 時点の九州・沖縄各県の状況】

自県民に対し不要不急の県境を越えた移動の自粛を呼びかけ	熊本県、宮崎県
感染拡大地域への移動の自粛を呼びかけ	長崎県、大分県、沖縄県
特に無し	福岡県、佐賀県、鹿児島県

上記の県以外からの利用申し込みの場合も、自粛をお願いする場合がございます。お住いの地域の対応方針等をお調べの上ご利用下さい。

更新日：令和4年3月9日更新